

姫路市空き家改修支援事業（交流施設型）募集案内

姫路市空き家バンクに登録されている空き家を交流施設等（交流施設、宿泊施設、体験学習施設、創作活動施設又は文化施設等）として活用するため行う改修経費の一部を補助します。

申請期限：当該年度の11月30日まで（必着）

1 補助対象

(1) 対象物件

次の要件を全て満たす空き家

- ① 姫路市空き家バンクに登録されている物件のうち、姫路市空き家バンクを利用した取引から1年以上経過する物件を除くものであること。
- ② 本事業申請時点において、概ね6か月以上居住の用に供されていないこと。
- ③ 定期的に活用していないこと（法事のみの利用、維持管理のための清掃等を行っている場合は対象となります。）。
- ④ 別荘等保養の用に供していないこと。
- ⑤ 同じ敷地内の母屋又は離れに居住していないこと。
- ⑥ 法人又は個人事業者が所有する物件ではないこと。
- ⑦ 本事業又は兵庫県が実施する空き家活用支援事業において、補助金の交付を受けたものでないこと又は受ける予定のものでないこと。
- ⑧ 昭和56年5月31日以前に着工された物件にあっては、耐震基準に適合することであること又は実績報告を行うまでの間に耐震基準に適合するための改修工事が完了するものであること。
- ⑨ 兵庫県の災害危険区域に関する条例に規定する災害危険区域又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域内に存する物件でないこと。

(2) 対象者

次の要件のいずれかを満たす人（あっせん及び仲介等を目的とした業務を行う者は除く。）

- ① 姫路市空き家バンクを利用して購入した空き家又は購入しようとする空き家について、交流施設等として活用するため改修しようとするもの
- ② 姫路市空き家バンクを利用して賃借した空き家又は賃借しようとする空き家について、交流施設等として活用するため改修しようとするもの
- ③ 空き家の所有者等が当該空き家を改修し、速やかに交流施設等として活用するため地域団体又は個人に賃貸しようとするもの

【注意事項】

空き家を購入又は賃借する予定の場合は、実績報告までの間に購入又は賃借を行うことが必要です。

また、次のいずれかに該当する場合は補助対象となりません。

- ① 申請者が当該空き家について、姫路市空き家バンクを利用して三親等内の親族又は申請者と生計を一にする者との間で売買又は賃貸借契約を行った場合又は行う予定である場合
- ② 市税又は申請者が賦課期日後に姫路市に転入した場合にあっては、転入前の居住地における市区町村税を滞納している場合
- ③ 申請者が本事業又は兵庫県が実施する空き家活用支援事業において、当該空き家について補助金の交付を受けたものである場合又は受ける予定である場合
- ④ 偽りその他不正な手段により申請を行った場合
- ⑤ 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である場合
- ⑥ その他市長が適当でないと認める場合

(3) 対象経費

空き家を交流施設等として活用するために行う機能回復及び設備改善のための工事に要する経費（屋根の雨漏り補修、水回り改修、外構工事等）。ただし、50万円以上の工事が対象です。

また、次に掲げる経費は補助対象となりません。

- ① 料の表替え及び襖の張り替えに要する経費
- ② 電力、下水道又は浄化槽に係る申請手続及び検査に要する経費
- ③ 下水道又は浄化槽に係る工事で、公共ます又は放流ますから建物側の配管に係る工事以外の工事に要する経費
- ④ 設備機器又は天井と一体型のもの以外の照明器具の新設又は取替工事等に要する経費（電球の取替えを含む。）
- ⑤ 壁又は天井と一体型のもの以外の空気調和設備の新設又は取替えに要する経費
- ⑥ 洗浄便座の新設又は取替えに要する経費
- ⑦ 据置き式のガスコンロ、電磁調理器、食器洗い機及びガス小型湯沸器等のビルトイン式以外の設備機器の新設又は取替工事等に要する経費
- ⑧ 電気ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型ガス給湯器等の高効率給湯器の新設又は取替えに要する経費
- ⑨ 他の補助事業において、補助金の交付を受けた又は受ける予定である工事の部分に関する経費
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、改修工事又は設備機器等に要する経費で、交流施設等として活用する上で必要のないもの又は過剰なものに要する経費として市長が認めるもの

2 補助金の額

対象経費の3分の2（千円未満切捨て）。

ただし、補助金の額の上限は200万円とします。

3 手続

(1) 補助金交付申請

契約・工事着手前に、次の書類を市に提出してください（補助金交付決定前に契約、着工された場合は、補助の対象となりません。）。

補助金交付申請は、当該年度の 11 月 30 日まで（必着）に行ってください。

- ① 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ② 改修・事業計画書（様式第 2 号）
- ③ 交付申請額計算表（様式第 3 号）
- ④ 事業費内訳表（様式第 4 号）（見積書との整合が確認できるもの）
- ⑤ 工事施工予定業者等からの見積書の写し（補助対象工事費が明確に判別できるもの）
- ⑥ 建物図面
 - ア 付近案内図
 - イ 配置図
 - ウ 改修前後の図面及び関連資料（改修する場所及び改修内容の詳細が分かるもの）
- ⑦ 空き家の外観及び室内の写真（改修する箇所が分かる写真）
- ⑧ 誓約書（様式第 5 号）
- ⑨ 空き家の所有権を証明する書類（登記事項証明書等）
- ⑩ 賃貸借契約書の写し（申請者が賃借人である場合に限る。）
- ⑪ 承諾書（様式第 6 号）
- ⑫ 納税証明書（市税等に未納の税額がないことを証明するもの）
- ⑬ 耐震基準に適合する物件である旨を証する書類
- ⑭ 相手方登録申出書
- ⑮ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 実績報告

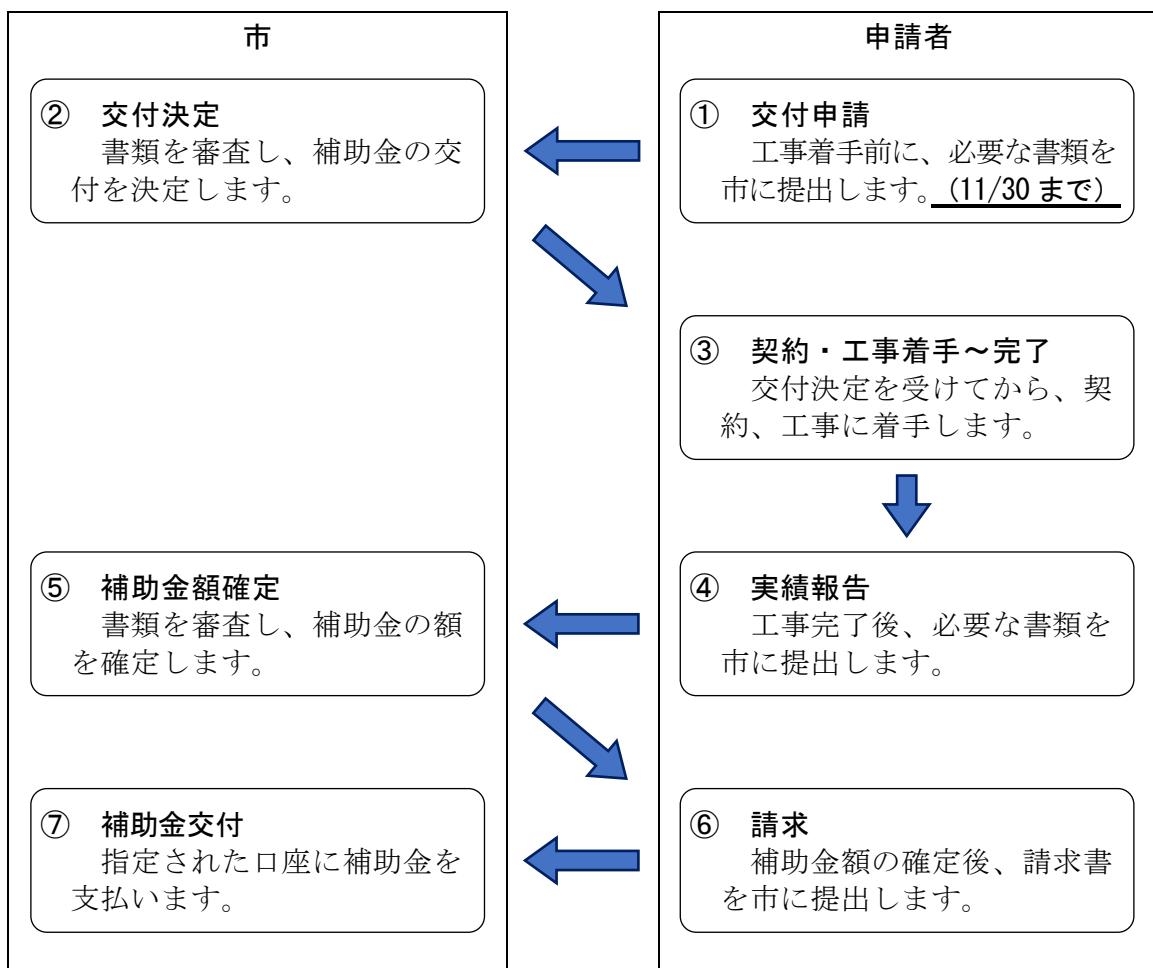
工事完了日から 30 日又は当該年度の 2 月 20 日のいずれか早い日までに、次の書類を市に提出してください。

- ① 補助事業実績報告書（様式第 10 号）
- ② 補助金額計算表（実績報告時）（様式第 11 号）
- ③ 補助事業に要した経費の領収書の写し及び契約書類等の写し
- ④ 改修前後の写真（隠蔽部分を確認する必要がある場合は、その部分の工事中の写真）
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(3) 補助金請求

実績報告後、市で審査を行い、「補助金額確定通知書」を送付します。通知書を受けた後、速やかに「補助金請求書（様式第 13 号）」を提出してください。

(4) 手続の流れ



4 その他の注意事項

- 印鑑は全て同じものを使用してください。
- 補助金の交付決定後に、契約、交付対象となる改修工事に着手してください。
- 改修工事は、補助決定があった年度の 2月 20 日までに完了させてください。
- 空き家の所有者でない人が空き家の改修を行う場合は、改修について当該空き家所有者の同意、改修に係る部分について賃貸借期間満了後の原状回復義務の免除並びに造作買取請求権及び費用償還請求権の放棄を明確にしてください。
- 改修工事の実施に当たっては、都市計画法、建築基準法、旅館業法、農地法、兵庫県の福祉のまちづくり条例等関係法令を遵守してください。
- 改修工事が完了した日から 10 年以上、当該空き家を交流施設等として活用してください。
- 空き家を取得する場合にあっては、当該空き家が存する土地についても取得してください。

【問合せ先】

姫路市役所 住宅課 住宅政策担当
〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地
電話 079-221-2642